保護者・地域向け学校作成資料

八王子市立散田小学校　令和７年度　いじめの防止等の基本的な方針と取組内容

学校のいじめ防止等の基本的な考え方

法や条例等

〈国〉いじめ防止対策推進法（H25）
　　いじめ防止等のための基本的な方針（H29 改定）
　　いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（H29）
　　不登校重大事態に係る調査の指針（H28）
〈都〉東京都いじめ防止対策推進条例（H26）
　　東京都いじめ防止対策推進基本方針（H26）
　　東京都教育委員会いじめ総合対策【第２次・一部改定】（R3）
〈市〉いじめを許さないまち八王子条例（H29）
　　八王子市教育委員会いじめ防止等に関する基本的な方針(R3.２月改定)

八王子市立散田小学校　いじめ防止基本方針

〇いじめの防止等に関する基本的な考え方
- いじめは児童の心身の成長へ重大な影響を与える人権侵害である。
- 何人も、いかなる理由によってもいじめを行ってはならない。
- いじめはどの学校にも、どの学級にも起こり得るという認識をもつ。
- 法に基づき、保護者、地域、関係諸機関と連携し、児童が安心して生活し、学ぶことができる環境づくりに努め、いじめの防止等に取り組む。

〇令和７年度の重点項目
- いじめ防止等に関わる全ての教育活動を価値付け・系統化して推進し、いじめの未然防止を図る。

令和７年度のいじめの防止等に向けた課題

- いじめ防止に関わる全教育活動の確実な実施
- 心と体のコントロールに関するスキルの向上
- 重大事態につながらないための、関係機関との連携
- 配慮が必要な児童に対応するため環境の整備
- 児童からの訴えを確実に受け止める体制の強化と初期段階のいじめの察知
- 「学校いじめ対策委員会」を核とした組織的な対応及び確実な記録と情報の共有

いじめの防止等に関する校内体制

学校いじめ対策委員会

〇開催日　　毎週金曜日　１４時４５分から
〇構成員　　校長、副校長、生活指導主任、学年主任、養護教諭、SC
　※生活指導主任が対策委員会コーディネーターを務める。
〇役　割　　いじめの認知、いじめの対応協議、いじめの解消判断
　校内研修の計画、学校いじめ防止基本方針の見直し　等

いじめ対応の流れ

アンケート、児童・保護者からの情報、教職員の気付き…等
↓
学校いじめ対策委員会（定例・臨時）の実施
↓
事案の聞き取り・調査等→いじめの認知→対応方法の協議、役割分担
↓
対応と報告、関係機関への報告・相談
↓
見守り・フォローアップ　→解消へ
※重大事態は市教委に報告し、指示を受ける

いじめの防止等に関する教員研修

４月　３日（木）　「学校いじめ防止基本方針の共通理解」
　　「重大事態の理解と対応」
８月２９日（金）　「安心感のある学級づくりのための
　　アクティビティ研修」
１月　６日（火）　スクールロイヤーによる
　　「Q&A を活用した事例研修」

いじめの防止等に向けた授業、児童・生徒の取組

いじめの防止等に関わる授業

〇特別の教科 道徳
　A 善悪の判断，自律，自由と責任
　B 親切，思いやり　感謝　友情，信頼
　　相互理解，寛容
　C 公平，公正，社会正義
　D 生命の尊さ
〇学級活動（１）いじめについて話し合おう
〇インターネットを通じて行われるいじめの防止
　（セーフティ教室、メディアリテラシー教育）

SOS の出し方に関する授業

〇体育（保健）
- 心の発達及び不安や悩みへの対処（５・６年）
- 健康な生活についての理解（３・４年）

〇学級活動（２）
- よりよい人間関係の形成
- 心身ともに健康で安全な生活態度の形成

〇SC の活用

いのちの大切さを共に考える日の取組

〇７月７日（月）校長による講話
〇自他ともに温かく元気な気持ちにする方法「ふわふわスキル」の紹介
〇はちおうじっ子サミット「いじめのない学校生活を実現するために、どのような取組ができるのだろうか」への参画
〇いじめ防止、SOS の出し方に関する授業の集中実施

児童の自己肯定感を高める取組

〇多様な他者と協働し、自他を認め合う学習や活動（学びを伝承する活動）や達成感や充実感を味わったり、困難な状況を乗り越えたりする体験
- 総合的な学習の時間　・たて割り班活動
- クラブ活動，委員会活動　・学級活動（３）
- 主体的・対話的で深い学びの実現（各教科等）
- 学校行事　・キャリアパスポートの活用

保護者・地域・関係機関との連携

保護者

- **学校いじめ防止基本方針と具体的な取組を周知する。**
- **年度当初より子ども見守りシートの活用を周知し、いじめの早期発見・早期対応を図る。**
- **学校評価アンケートによる評価を学校のいじめ防止等の取組の改善につなげる。**

地域

- **学校運営協議会で学校のいじめ基本方針やいじめ防止等に関する取組を議題として協議し、実施状況について報告する。**
- **道徳授業地区公開講座や授業公開等で学校のいじめ防止等の取組を地域に公開し、協議を行う。**
- **学校ホームページ等で学校の取組を周知する。**

関係機関

- **事案に応じて、SSW、民生児童委員、子ども家庭センター、児童相談所、警察等の関係機関とケース会議等を通して、連携して対応する。**
- **児童や家庭へ相談窓口の一覧を長期休業前に周知する。**